

## 会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和7年度第1回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和7年5月14日（水） 午前10時30分から午前11時30分まで			
開催場所	墨田区庁舎8階 81会議室			
出席者数	4名 【委員】 安藤朝規 上林典子 松村雅生 吉田大祐（50音順・敬称略）			
	【主管課】 区民部窓口課長 区民部窓口課住民異動係長外3名 企画経営室ICT推進担当主査外1名 【事務局】 総務部参事 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任（2名） 総務課文書管理係係員			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議題等	特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて（全項目評価書に係る第三者点検）			
配付資料	1 諮問書（写し） (1) 諮問文 (2) 特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書） (3) 添付資料 ア 特定個人情報保護評価に係る第三者点検について イ 第三者点検における観点に対する説明 2 参考資料 特定個人情報保護評価の概要			
会議概要	区民部窓口課長及び事務局による概要説明の後、評価書の点検、意見等の交換を行い、住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書・全項目評価書については、「特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価を実施し、その内容は特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められる」との答申をすることとした。 点検・討議内容については、以下のとおりである。 （会長） 特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）（以下「評価書」という。）の添付資料「第三者点検の観点に対する説明」において、【適合性】の観点4の「適切な時期に実施しているか」に対し、「適切な時期に実施している。」と記載しているが、単に「適切な時期に」とするのではなく、重要な変更の前かつ前回			

の点検から5年経過する前に実施していることを明示したほうがよいと考える。

また、評価書別紙4に記載されている変更箇所のうち、重要な変更について説明されたい。

(窓口課住民異動係長)

評価書別紙4の項番137が重要な変更に当たる。従来、コンビニエンスストア等に設置している証明書自動交付システムで個人番号が記載されていない住民票の写しを交付していたが、新たに個人番号が記載された住民票の写しを交付するため、評価書を変更した。

(会 長)

過去に他区が同様の取組をした際、総務省との調整に困難が生じていたようが、墨田区では問題ないか。

(窓口課住民異動係長)

現在、多くの自治体が個人番号が記載された住民票の写しをコンビニエンスストア等に設置された証明書自動交付システムで交付しており、問題は生じていない。

(委 員)

個人番号が記載された住民票の写しを交付するか、個人番号が記載されていない住民票の写しを交付するかは、利用者が選択できるのか。

(窓口課住民異動係長)

選択できる。

(会 長)

評価書別紙4の項番149及び150の重要な変更について説明されたい。前回開会された令和6年度第1回墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会で、地方税・森林環境税に関する事務に係るデータをガバメントクラウドに移行することについて審議したが、住民基本台帳に関する事務に係るデータもガバメントクラウドに移行するのか。そうであれば、前回の審議会に出席していない委員もいるため、まず、ガバメントクラウドについて説明されたい。

(ICT推進担当主査)

国において自治体の住民情報等を取り扱うシステムを標準化する動きがあり、この中で標準化対象のシステムをガバメントクラウドという国が調達したクラウドサービスを利用して運用する努力義務が課されている。これに伴い、本区ではこれまでアプリケーションを提供するベンダーが保有するデータセンターでデータを保管していたが、本年9月からガバメントクラウドでデータを保管することにしたため、評価書を変更することになった。

(会 長)

国が定めた基準に準拠する5つの事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合、セキュリティの面において安全に利用できると認識している。

ガバメントクラウドはデータセンターが国内にあることが要件とされているが、墨田区で利用しようとしているクラウドサービスのデータセンターがどこにあるか確認しているか。

(ICT推進担当主査)

本区で利用するクラウドサービスのデータセンターの拠点は国内に2か所あると聞いているが、具体的な場所が分かるとセキュリティの面において危険が生じるおそれがあるため、所在地までは把握していない。

(委 員)

2つの拠点の両方に同じ内容のデータを保管するのか。

(ICT推進担当主査)

自治体によって運用は異なるが、本区では両拠点に同じ内容のデータを保管するため、万一、一方の拠点で保管しているデータが毀損した場合、もう一方の拠点で保管しているデータをバックアップとして利用することができる。

(委員)

ガバメントクラウドの特定個人情報保護評価は、国が実施するのか。

(ICT推進担当主査)

国がガバメントクラウドの特定個人情報保護評価を実施し、本区はガバメントクラウドを利用して行う事務に係る特定個人情報保護評価を実施する。

(委員)

本評価書にガバメントクラウドについて追記しているが、墨田区として主体的に評価を行うものではないということか。

(ICT推進担当主査)

データの保管場所の変更に係る評価書の変更であるため、本区が主体的に評価するものとする。他自治体でも同様の特定個人情報保護評価を実施している。

(委員)

墨田区が主体的に評価するのであれば、墨田区がクラウドサービスのデータセンターが国内にあることを確認する必要があるのではないか。

(会長)

国が調達したクラウドサービスを墨田区が利用するという説明だったが、クラウドサービスを調達しているのは墨田区ではないのか。

(ICT推進担当主査)

国がクラウドサービスを提供する事業者と契約を締結し、その利用権を本区に付与する。

(委員)

墨田区は国から示されたクラウドサービスの仕様、契約書の約款等に基づき利用することになると理解した。

(会長)

墨田区は、どの事業者が提供するクラウドサービスを利用するのか。

(ICT推進担当主査)

Oracle Cloud Infrastructure社である。本区が利用する既存の住民基本台帳システム等との相性を考慮し、当該事業者を選定した。

(委員)

これまで審議したもの以外に、重要な変更はあるか。

(窓口課住民異動係長)

おおむねこれまで審議した内容が、今回変更したもののうち、重要な変更に当たる。

(会長)

評価書別紙4の項番3及び4において、提出時期を事前と事後に分けて同様の内容を記載しているのはなぜか。

(窓口課住民異動係長)

評価書の作成段階では把握していなかった法令変更を受けて、後から修正したものを「事後」としている。また、見直しのタイミングで記載漏れが発覚し、事後に記載したのものもあると思われる。

(委員)

評価書に赤字で米印が付いている項目を変更することは重要な変更にあたるため変更前に提出する必要がある、重要な変更にあたらな場合は変更後に提出することができるという決まりがあるはずだ。

(会長)

その決まりのとおり、重要な変更にあたらなため「事後」としているのか、窓口課からの説明のとおり変更後に記載漏れ等が発覚したため「事後」としているのか判断できない。

(委員)

変更した項目が重要な変更にあたる項目か否かで、判断していると考えられる。

(委員)

重要な変更にあたらな場合であっても、変更前に評価書を作成することが前提になっていると思われる。

(会長)

評価書別紙4の項番112、113及び114の提出時期は「事前」となっているが、重要な変更にあたるためというより、変更の内容がリスク管理において安全対策を強化するものであるため事前に提出したものと思われる。

いずれにしても本評価書では、ガバメントクラウドにデータを移行すること及びコンビニエンスストア等に設置された証明書自動交付システムで個人番号が記載された住民票の写しを交付することが重要な変更にあたるかと理解した。

また、評価書別紙4の項番115の「変更後の記載」の項目に「墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」と記載されているが、子ども・子育て支援部子育て支援課における住民基本台帳の利用は当該条例に規定されているか。

(ICT推進担当主査)

当該事務自体は、墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に追加している。

(委員)

評価書の添付資料「第三者点検の観点に対する説明」の観点10・11に基づき、リスク対策が具体的に記載されているか、当該リスク対策が妥当であるかを確認する。まず、リスク対策が具体的に記載されているかについては、評価書の記載要領を見る限り、また、他自治体の評価書と見比べる限り具体的であると評価できる。次に、当該リスク対策が妥当であるかを確認する。評価書別紙4の項番139から143までに記載されているとおり、特定個人情報ファイルを取り扱う委託が4件追加されて5件となっているが、それぞれの委託先について、どのような内容及び方法で個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項に基づく安全管理措置を講じているか。

(窓口課長)

これらの委託契約を締結するに当たり、契約書に個人情報保護等の取扱いに関する特記事項を添付し、委託先事業者に対し安全管理措置を講じるよう明記している。また、毎月委託先事業者と定例会を開会し、委託先事業者の従事者に対し安全管理措置を講じるための必要な教育や研修を実施している。

(委員)

前回の第三者点検以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

	<p>等に関する法律（以下「番号法」という。）及び個人情報保護法が改正された。評価書別紙４の記載から番号法の改正に対応した評価書の見直しを行っていることは分かるが、個人情報保護法の改正への対応状況を読み取ることはできない。評価書別紙４の中で、個人情報保護法の改正に伴い変更した箇所はあるか。</p> <p>（窓口課長）</p> <p>令和５年に改正個人情報保護法が施行されたこと、及び個人情報保護委員会から「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」が示されたことに伴い、本区では「個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程」を全部改正し、「墨田区の保有する個人情報の管理に関する規程」を制定したが、それ以前からセキュリティ対策に係る必要な教育研修や事故、障害等発生時の対応訓練等の対策を実施しているため、評価書別紙４において個人情報保護法の改正に伴い変更した箇所はない。</p> <p>（委員）</p> <p>個人情報保護委員会から示された「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の内容を網羅した管理がされていると理解した。</p> <p>（会長）</p> <p>個人情報保護委員会に報告が必要な保有個人情報の漏えい等は発生しているか。</p> <p>（窓口課住民異動係長）</p> <p>誤送付による保有個人情報の漏えいが１件あった。また、保有個人情報の漏えいではないが個人番号を二重に付番してしまった事例がある。いずれも東京都への報告の結果、個人情報保護委員会への報告は不要であるとの連絡を受けている。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
所 管 課	総務部総務課文書管理係（電話０３－５６０８－６２４１）